

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 令和5年5月22日（月）17:29～18:14
- 2 場所 永田町合同庁舎1階104会議室（オンライン会議）
- 3 出席

#### <WG委員>

- |      |        |   |
|------|--------|---|
| 座長   | 中川 雅之  | 日本大学経済学部教授                                      |
| 座長代理 | 落合 孝文  | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策<br>研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員   | 阿曾沼 元博 | 順天堂大学客員教授<br>医療法人社団混志会 社員・理事                    |
| 委員   | 安念 潤司  | 中央大学法務研究科教授                                     |
| 委員   | 菅原 晶子  | 公益社団法人経済同友会常務理事                                 |
| 委員   | 堀 天子   | 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士                            |

#### <関係省庁>

- |        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 内田 雄一郎 | 総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室<br>長 |
|--------|---------------------------------|

#### <事務局>

- |       |                 |
|-------|-----------------|
| 淡野 博久 | 内閣府地方創生推進事務局長   |
| 正田 聡  | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 杉山 忠継 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 菅原 晋也 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 「医療版」情報銀行の制度構築
- 3 閉会

---

○正田参事官 それでは「国家戦略特区ワーキンググループヒアリング」を開始いたします。

本日の議題は「『医療版』情報銀行の制度構築」ということで、総務省にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、総務省及び事務局から提出されており、公開予定でございます。本日の議事についても公開予定です。

進め方でございますが、まず、総務省から5分程度で御説明をいただき、その後、委員の皆様方によります質疑及び意見交換ということでお願いしたいと思います。それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから、「『医療版』情報銀行の制度構築」に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

それでは、総務省のほうから、まず、御説明をお願いいたします。

○内田室長 総務省デジタル経済推進室長の内田と申します。本日はよろしくお願いいたします。

資料1に基づきまして御説明いたします。

本日は「情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いに係る方針」ということで、これまでの検討状況につきまして御報告させていただきます。

総務省提出資料の2ページの下にスケジュールがございますが、昨年11月にワーキンググループの第1回を開催いたしまして、これまで計4回のワーキンググループを開催しました。そこで取りまとめた結果につきまして、現在、パブリックコメントに付している最中ということとなっております。

次のページをお願いいたします。

今回の検討の論点は大きく四つございます。

一つ目が、利用用途について。

二つ目が、対象とする情報の範囲及び情報の取得方法について。

三つ目が、医療専門職等の関与について。

四つ目が、遵守すべき安全管理措置についてとなっております。

次のページをお願いいたします。

個別の論点に入る前に、全体の情報の流れについて簡単に御説明いたします。

一番上の利用者個人がお持ちの健康・医療分野における個人情報を、真ん中にあります情報銀行に預けます。情報銀行は、さらにその下にある第三者に提供することになりますが、その第三者提供先の主体としましては、医療機関のほか自治体・行政機関、あるいは医療分野以外の企業等も想定しているというものでございます。

次のページをお願いいたします。

まず、論点1、利用用途についてですが、ポイントは大きく「考え方②」に記載している二つでございます。

まず一つ目は、第三者提供・活用に当たっては、利用者個人にとって「明確な便益」があり、かつ、不利益が生じるおそれがないことが担保されるべきではないかということ。

二つ目が、利用者個人以外のための利用については、利用者個人のための利用がある場合に限り容認することとしたらどうかということでございます。

具体的に見ていきます。

次のページをお願いいたします。

「明確な便益」があることとは何かということですが、考え方を御覧いただきたいのですが、情報銀行が要配慮個人情報を取り扱うに当たっては、利用者個人の信頼に足る安全性が厳密に要求されます。認定情報銀行の信頼性確保のためには、直接的な不利益は生じないにしても、利益がないのに情報提供してしまうこと自体が不利益になるという考え方をとっております。

その上で、第三者提供・活用が認められる利用用途としましては、利用者個人にとって明確な便益があること、そして、不利益が生じるおそれがないことが担保される必要があるとしております。

その上で「明確な便益」とは何かということですが、その便益がもたらされると認めるに足る根拠が示されることとしております。

次のページをお願いいたします。

この論点における二つ目のポイントになります。「利用者個人のための利用」と「利用者個人以外のための利用」という概念を持ち込んでおります。

①は、利用者個人のためだけに利用する場合です。先ほど申し上げた、明確な便益があり、かつ、不利益が生じるおそれがないければ利用可能です。

②につきまして、利用者個人のために利用するために入手した情報を、利用者個人以外のために利用する場合。例えば、新たな製品開発とか、そういったときに使う場合ということ想定しております。この場合には、利用者個人以外のために利用する際に、公益性を求めることとしております。

③ですけれども、利用者個人以外のための利用ということは、今回は対象外としておりまして、今後の運用状況を踏まえて検討していくということとしております。

以上が論点1でございます。

次のページをお願いいたします。

次は、論点2「対象情報の範囲・情報の取得における考え方」でございます。こちらも大きくポイントは二つございます。

一つ目が、右上に「かかりつけ医等」という図がございますが、情報銀行が利用者個人から健康医療分野の要配慮個人情報を取得する際には、かかりつけ医等の助言を得るよう促すこととしております。これが一つ目です。

二つ目が、一番下に「データ倫理審査会」というものがございまして、情報銀行が情報入手する際には、利用者個人に明示的に開示・説明されており、十分理解しているかということについてデータ倫理審査会が審査することとしております。

次のページをお願いいたします。

ここでは、健康・医療分野の個人情報の区分をレベル0からレベル3まで設けているのですが、今回、データ倫理審査会の審査の場合において、レベル3に該当する情報につきましては、入手してはけませんということとしております。こういった情報かと

申しますと、利用者個人に明示的に説明あるいは開示されていない、または、利用者個人が十分に理解することが困難な医療情報ということとしております。一般人においてはどんなに詳しく説明しても理解が難しいだろうというもの。例えば、細菌情報、遺伝子情報といったものにつきましては情報銀行では取り扱ってはならないということとしております。

以上が論点2でございます。

次のページをお願いいたします。

論点3、医療専門職の関与するポイントでございます。

これは大きく四つの時点で関与を求めています。

一つ目が、先ほど申し上げたかかりつけ医のところ。利用者個人が情報を情報銀行に提供するには、かかりつけ医等の助言を得ましょうということ。

二つ目が、情報銀行がデータを取得する際につきましては、その情報が適切なものか、データ倫理審査会の審査を受けましょうということ。

三つ目が、第三者に提供するには、同じくデータ倫理審査会におきまして、第三者提供時の利用用途が適切かどうか確認しましょうということ。

四つ目が、右側に「認定団体」とございますが、認定団体が認定をする際にも、医療専門職に関与していただきまして、適切かどうかを確認するということ。

四つの場面での医療専門職の関与を定めております。

最後、1枚飛ばしていただきまして、12ページの論点4「遵守すべき安全管理措置」ということで、総務省と経済産業省が公開をしております「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」への遵守を求めることとしております。それによって適正な管理をしていただくということを予定しております。

以上、総務省からの説明でございます。ありがとうございました。

○中川座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の先生方からの質疑に入りたいと思います。質問、御意見、何でも結構ですから、御発言を求める方は挙手をして御発言をしていただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、安念委員、お願いします。

○安念委員 ありがとうございます。中央大学の安念と申します。

非常に分かりやすい御説明をいただいて、本当ありがとうございました。

一つは、7ページ目なのですが、これはもう全く単純な質問でございます。公益性という概念が非常に重要なものとして掲げられているのですが、当該利用者個人を含む一定のグループの方がかかっておられる疾病を治療するための医薬品といったものをファーマが開発することは、公益性の中には含まれないのでしょうか。これが、お伺いしたいことの第1点です。

それから、私自身も、実は数年前、確か御省だったと思うのですが、情報銀行の概念構

築みたいな委員会に携わったことがあります。そのときに感じたのは、マネタイズできるものなのだろうかということでした。企業が関わる場合、この情報銀行というのを特出しして、それだけで利益を出さなくてはいけないということではなくて、情報銀行があるということ言えば売りにして、他の局面で利益を得るということも十分考えられるので、これだけでマネタイズする必要はないのですけれども、それにしても相当大きな規模の情報を集めてそれを管理するとなれば、かなり大きな企業が関与しないと、なかなか構築するのは難しいと思うのです。そうなる、それなりの利益を出さなくてはいけないということにもなるのではないかと思うのですけれども、御省の場合、そのマネタイズというものの可能性については、現時点で何か御見解というのがおありでしょうか。もしあったら伺いたいと存じます。

以上です。

○中川座長 よろしくお願ひします。

○内田室長 御質問、ありがとうございます。

まず、一つ目の御質問です。

ここで集めた情報を新薬の開発等に活用する場合、公益性があると言えるかどうかということについて、先ほどは説明を省きましたが、7ページで、公益性の判断の参考といたしまして「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に定められております「公益に関する事業」を参考にして考えましょうということとしております。この中には、公衆衛生の向上なども含まれておりますので、先ほどのようなお話というのは、おそらく公益性があると判断されるものと考えております。これが一つ目です。

二つ目、マネタイズにつきましてですが、まさに我々も一番頭を悩ませているところではあります。今、医療DX推進本部をはじめ、政府においても医療情報の活用を進めていこうという話が進んでおります。今後、いわゆるPHRと言われる情報がどんどん利活用されていくという世界において、おそらく情報銀行も役割を果たし得るのではないだろうかということ期待しております。その中で、是非いいビジネスモデルが生まれてくることを大変期待しているというところでございます。

○安念委員 大変明確な御教示をいただきました。ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、菅原委員、お願いいたします。

○菅原委員 ありがとうございます。

今のマネタイズに関してですが、同じ御回答になってしまうのかもしれませんが、これは、今、御指摘があったように、今後の推進を考えても大きな課題だと思います。

データの値付けについては様々な議論がありますが、情報銀行が提供先に支払う対価については、各認定事業者が手探りで検討しており非常に曖昧な感じですが、また一方で、個人が情報銀行や提供先から得る便益についても、ポイントや金銭などよりは、パーソナライズされたサービスにおいての提供のほうが望ましいという考え方がされているなど価値

の算定についてまだ議論の余地が残っていると思います。なかなか難しい課題だと思うのですが、この辺に関して、どのようなイメージをお持ちか教えていただきたいと思います。

○中川座長 お願いします。

○内田室長 ありがとうございます。

おっしゃる点はまさにそのとおりでありつつ、情報の持つ価値といったものは、マーケットにおいて決まってくるものだと思っております。残念ながら、まだまだパーソナルデータの流通といったマーケットが立ち上がっていないというのが我々の認識でございます。ですので、総務省の立場からしますと、やはり、今後、PHRの利用シーンが拡大していく場面を想定してルールを作っておくということが我々の役割かと思っております。あとは、どういった形でこの市場が立ち上がっていくかという中で、その価値も決まってくるだろうと思っております。お答えになっていきますでしょうか。大丈夫でしょうか。

○菅原委員 ありがとうございます。

この問題は、データ取引市場の信頼性の問題にも関わってくる話だと思いますし、また、デジタル庁なども絡む案件だと思いますので、是非議論を進めていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○内田室長 ありがとうございます。

○中川座長 ほかの委員方、いかがでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 今回は取りまとめ結果の御説明、ありがとうございます。

私のほうも検討会に参加させていただいておりましたので、議論が進んでいた状況というのは大卒のところでは拝見させていただいておりました。従前、医療ワーキングで大変難しい状況になったことがあったことを乗り越えて、今回、改めて整理されたことがあると思いますので、ここで情報銀行の新たな整理ができたことは、非常に大きな進展だったと思います。

一方で、ビジネスモデル全般の御議論は、医療版に限らず情報銀行全般、ないし日本におけるデータ流通における全般的な課題と思うところもありますので、その部分については、どうしてもおいおいという部分はあるかと思えます。

今回の加賀市の取組との関係で二つあると思えますのが、一つが、今回、加賀市のほうでは、地域医療情報の連携に係る部分というのについて取り組みをしていかれようとしている部分があると思っております。その場合には、行政側も含めて情報を共有されることもあるということだと思いますし、直近で規制改革推進会議のほうで議論しているような内容であれば、EHDSなどとの比較で言いますと、そういった医療情報連携基盤側については、逐一同意を取得しないことがよいのではないかという議論もあるところではあります。情報銀行について、PHRに関する部分は明らかに合わせていったほうがよいだろうと思えますが、部分的には、情報銀行をそのまま適用しようとするとう難しい場面もあるのではないかということもありえます。

ただ、これは加賀市が最終的には考えていかれることなので、今時点で現実化していることではないと思っていますが、そういうことが出てきた場合には、加賀市とも御相談いただき、課題を改めて整理していただくことが可能なかというのが一つです。

もう一点、情報銀行の検討会のほうに出ており、これはまだホームページのほうに出ていないのかもしれませんが、自治体とのデータ連携に関する調査、検討の委託事業も行っていただいております。確か前回の親会で御報告いただき、御整理はいただいていたように思います。ただ、現時点で非公開の状況もありますし、そこで出てきた課題は、今後、継続検討なのかなという様子には見えておりましたが、そこで出てきている内容などは、おそらく加賀市も御検討されるに当たって参考になるのではないかとも思いました。

そういった意味では、加賀市が取り組みをされるに当たって、あくまで調査段階なので、多分そのとおりに行わないといけないものでもなく、検討の取っかかりという程度ではあるかとは思いますが、御連携いただければと思いましたが、このあたり、連携状況はいかがでしょうかというのが2点目です。

以上です。

○中川座長 お願いいたします。

○内田室長 どうもありがとうございます。

落合委員におかれましては、検討会にも御参加いただき、大変お世話になっております。

まず、一つ目の御指摘であります、今後、加賀市の取組状況に応じて色々な相談等ができるのかという点なのですが、そこは我々も是非お願いできればと思っております。やはり、まだ、ユースケースが存在しない中で検討を進めてきておりますので、今後、実際に立ち上がるサービス等とのすり合わせと言いますか、社会実装に向けた検討は引き続きやっていく必要があるだろうと思っておりますので、そのためのユースケースとして、加賀市のプロジェクトは、我々としても大変関心を持って拝見しているところでございます。是非、場面場面で連携していければと思っております。

二つ目の御指摘は、おっしゃるとおり、前回の検討会におきまして、自治体とのデータ連携につきまして御報告をさせていただいております。その内容につきましては、差し支えない範囲で加賀市とも共有できればと思えますし、今後も、随時とはいかないかもしれませんが、適時のタイミングで意見交換ができればと思っております。

○落合座長代理 ありがとうございます。いずれも承知いたしました。是非、今後ともよろしくお願いいたします。

○中川座長 それでは、堀委員、お願いします。

○堀委員 御説明、ありがとうございました。

前に進めていただいている様子が大変よく分かりまして、非常に良かったと思っております。

私から、一点、御質問は、5ページ目と7ページ目に関連するものなのですが、今回、要配慮個人情報においても、一定の要件の下で活用するという道を、この情報銀行の制度

の下で認めるということだと思っておりますが、Aの利用者個人のために利用するという、直接的便益があるケースは分かりやすいと思ったのですが、Bの利用者個人以外のために利用する、この間接的便益のためにも用いられるということは、特に公益性があるような領域においても非常に望まれていることだと思いますし、情報銀行という安全な仕組みの下でこれを活用していくということができるとすると、より広がっていくのかと思っております。

一方で、7ページ目のように、利用者個人以外のために利用するという場合は、公益性があるという要件をもって認めるというのみならず、さらに利用者個人のために利用するという直接的便益もあるというケースに限られる、つまり、利用者個人のために利用するという余地がないものについては、公益性があっても間接的便益であっても、これは利用できないということになるのかと思っております。このあたりはどのような御意見があって比較考量の下でなったのか。現在、利用者個人としては使わないけれども、将来、同じような症状になるという可能性もあることも踏まえれば、広い意味では間接的便益があるケース、公益性要件をもって活用できる余地も今後検討し得るのか、これはなかなか難しいということなのか。特に、②と③を分けたお考えや御議論の経緯があれば教えていただければと思いました。

○中川座長 お願いいたします。

○内田室長 どうもありがとうございます。

まず、考え方については、まさに御指摘のとおりでございます。その上で、7ページ目を御覧いただきながら説明できればと思っております。今回、議論を進める中においても、ビジネス寄りの考えをお持ちの方からは、こういった間接的便益のための利用がないと、マネタイズはなかなか難しいという御意見がありました。他方で、医療系の方々からは、要配慮個人情報という情報の性質に鑑みれば、まずは個人のために使われるべきであり、それ以外のために使えるということはすぐに求めるべきではないのではないかといった御指摘もありました。

我々としても、折衷ではないのですが、③のところに「今後の運用状況を踏まえて検討」とさせていただいているのは、先ほど、落合委員からもありましたが、今回、初めて要配慮個人情報というところに踏み出すということもございまして、若干安全に寄ったスタンスをとらせていただいております。ですので、一回、これで走らせてみまして、何か課題、問題点が出てこなければ、さらに対象範囲も広げていくということも今後検討し得るのだろうと考えております。よろしいでしょうか。お答えになっていきますでしょうか。

○堀委員 承知しました。

公益性があるような場合、利用者個人以外のためにも広く利用できるということはなかなか難しかった、まずは第一歩であるという御説明だという理解しました。

一方で、公益性のあるような場合に、では、利用者個人のためにも必要なのかどうかと



いうことを重ねて聞く運用をするとか、②のように重ねての要件になるということであるとすると、運用が非常に難しくなるのかなというような懸念があります。せっかく作っていただいた制度ですので、今後広く利用いただくというためにも、今後の運用状況を踏まえて検討いただけるということでありましたので、御期待申し上げたいと思いました。ありがとうございます。

○中川座長 それでは、阿曾沼委員、お願いします。

○阿曾沼委員 総務省の方、御説明、ありがとうございます。順天堂大学の阿曾沼でございます。

私は、情報銀行に対して大変興味を持ち、期待もしているところですが、一方で、本当に「医療版」情報銀行が、このままの方向での議論で本当に意味があるのかどうかと疑問も持っています。

その辺の疑問を払拭するためにお聞きしたいと思います。現在、地域で200以上の地域医療情報ネットワークや民間機関が提供するなどがあって、情報の利活用に関しては、0次利用としてはバックアップ、つまり医療機関の情報のバックアップですね。一次利用は患者の診療に資するための情報利用。二次利用が、先ほどから言っている公益性のある情報利用がされています。利用のシーンを考えて情報の連携をどうしたらいいかということに関しては、長く地域の医療情報ネットワークが検討して実施していますし、民間のオープンEHRと言われているものが共有データベースとしてクラウドで運用されています。なおかつ、次世代医療基盤法の下で、新薬開発とか研究に資するために匿名化情報というものが活用され始めています。なおかつ、現在の課題を解決するために、仮名加工情報の活用も考えていくという議論になっているわけですが、そういった色々な議論との整合性の中で、この医療版の情報銀行が、一体どこに立ち位置を置いているのかいまいちよく分からないのです。その辺に関して、これまでの検討状況というものをお聞かせいただくことは可能でしょうか。

○中川座長 お願いいたします。

○内田室長 どうもありがとうございます。

まず、情報銀行の特徴としまして、入手した個人情報個人情報として扱うということがポイントになっております。したがって、匿名加工をして使うような場合というのが、今回、情報銀行の業務外ということになってまいります。それが一つ目のポイント。

もう一つが、先ほどおっしゃったように、今回、あえて「一次利用」「二次利用」という言葉を使わないようにしたのですけれども、一般的に医療分野で使われております「一次利用」「二次利用」というのは、診療のために入手した情報をどう使っていくかということと承知しておりますが、今回、情報銀行の場合には、診療のために使わないといったケースも想定されております。したがって、あくまで利用者個人のための利用かそうではないかという定義をさせていただきました。

そういった意味におきまして、医療行為そのものというよりは、それに付随したヘルス

ケア等のサービスといったところにおいて、個人情報と個人情報として使っていくようなサービスが出てきたときに、情報銀行がその役割を果たせるのかなと理解をしております。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

今の御説明で、多少僕も理解ができていない部分もあるのですが、例えばですが、長崎にあじさいネットがありますね。これは、全てのデータをクラウドで管理しているわけではありません。基本的には、データの管理元は各医療機関でありますから、今のお話のように、診療や病診連携のためにデータを交換するというやり方であると理解しています。

あと、民間のサービスではオープンなHERサービスを展開している例もあります。こういった既存のサービスと利便性というものに関して、何か明確な優位性がないと、現場の人たちがいまいち分かりにくいなという気がするのですが、その点はいかがでしょう。

もう一点確認ですが、PHRは個人にデータの管理主体が移りますので、PHRになった途端にどこに付託してどこに管理させようが勝手なわけでありませぬ。そうすると、PHRのデータを、付託を受けてクラウドでデータの情報銀行に預ける場合は、データ種別の配慮は要らないという判断で良いのでしょうか。

○中川座長 お願いします。

○内田室長 まず、後者から先にお答えいたしますと、逆でございます、むしろ、情報銀行は、個人のコントローラビリティの下でPHRなどのパーソナルデータを管理するという仕組みでございますので、PHRという場面において、情報銀行の役割というのは、より大きくなっていくのではないかと理解をしております。

その上で、おっしゃったようなEHRとの連携という部分、これにつきましても、分かりにくいというところは御指摘のとおりだと思いますので、そのあたりのユースケースをどのようにして説明していけるかといったところは、今後の課題とさせていただければと思います。

○阿曾沼委員 今後の課題というよりも、医療現場なり医療に関連する企業の方を含めても、相当大きな課題だと思いますので、情報銀行の本当の立ち位置という問題と、今、実際に動いている地域情報ネットワークと、民間なり財団が運営しているEHRもしくはPHRといったような事業ビジネスとの違い、立ち位置というのを明確にもう一回遡及しておかないと、医療版の情報銀行そのものが普及されるとはなかなか難しいのではないかと思いますし、医療関係者には、必ずしも必要ないじゃないかとおっしゃる方もいらっしゃるのですが、その辺は、よく理解をしていただけるような御説明なりデータの整理、情報の整理とか資料の整理をしていただければありがたいと思います。よろしくお願いたします。

○中川座長 落合委員、どうぞ。

○落合座長代理 ありがとうございます。

堀委員、阿曾沼委員、その前に委員の方々がおっしゃっていただいた部分も、なかなか簡単に広がっていくことは難しいのではないかと、という意味も含んだお話だったと思います。実際、情報銀行全般として、必ずしも簡単に広まるという状況ではない中なの

で、模索しながら進めていただかなければならないと思っております。特に、医療関係は、過去の経緯上、極めて難しい舵取りだったのではないかと思いますので、その部分は、まずは開けることが優先でということだと思います。

ただ、一方で、以前も、第三者提供の場面などで、提供先の再提供とか、そういった要件の整理の見直しを行っていただいていたこともあったと思いますので、一度、まず作っていただいたことはあると思います。それを踏まえて、さらに見直しをしていく際に、加賀市の取り組みなどをよくお話をしていただければと思います。早く見直していただける場合は、半年とか1年のタイミングで、過去には見直しをしていただいたこともあったと思いますので、是非、社会実装にうまく資するような形のフレームになるように、実例を進めようとしている方々とうまく連携して、より課題を洗い出して、是非ブラッシュアップしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

そのほかに発言を求められる方はいらっしゃいますか。

阿曾沼委員、どうぞ。

○阿曾沼委員 阿曾沼でございますが、今、落合委員がおっしゃってくださったように、加賀市が医療版の情報銀行をやると宣言をされていらっしゃいますし、今後、具体的な議論が進みますし、当然ユースケースというのが設定されて、データのアウトプットイメージ、データのギャザリングのイメージ、データ管理の在り方ということのフィージビリティスタディーが始まると思いますから、総務省が情報銀行の医療版の議論を精緻化する上でも、是非、重要なフィールドとして強く関与していただくということが必要なのではないかと思っておりますので、是非よろしく願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

最後になりますけれども、総務省が色々な困難を乗り越えて、こういう形でまず始めるというような御提案をいただいたことには、私どもも大変感謝をしております。そういう中で、今日のワーキングで、例えばマネタイズが本当にできるのかとか、あるいは、地域医療情報ネットワークなどの既存の仕組みとの仕分けをどうしていくのか、それが現場の普及には非常に重要だというような指摘もいただいているところでございます。

落合委員、阿曾沼委員が整理いただいたように、まず総務省はこういう形でスタートをしていただきましたけれども、ユースケースとか、あるいは、実際の運用の中で精度が磨き上がっていく、そういうような進め方におそらくなると思います。そういう意味で、特区側といたしましては、加賀市と連携を取っていただいて、そういった制度の磨き上げを進めていただくことを期待したいと思っております。

ほかに委員方で御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

○内田室長 どうもありがとうございました。

○中川座長 これをもちまして、医療版情報銀行の制度の整備に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。どうもありがとうございました。